

Weekly Report

第 4 1 4 号
平成 29 年 6 月 26 日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

経営強化法に係る中小企業経営強化税制

昨年7月に施行された中小企業等経営強化法により、経営力向上のために実施する計画（経営力向上計画）を事業分野別指針に沿って策定し、国の認定を受けた場合、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

◆29年改正で創設された『中小企業強化税制』

税制の支援措置として、経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合には、固定資産税が3年間1/2に軽減される措置（固定資産税の特例）や、29年度税制改正により創設された中小企業経営強化税制の適用を受けることができます。

中小企業経営強化税制は、29年4月～31年3月までの間に一定の生産性向上設備（生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備）や、収益力強化設備（投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備）を新規取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3千万円超の場合は7%）を選択適用することができる制度です。

◆対象となる設備や適用関係は

同税制の対象となる設備とは、機械装置（160万円以上）や器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）などで、設備単位で即時償却と税額控除を使い分けることも可能です。

また、ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみの適用（即時償却は適用不可）となります。

なお、同税制は固定資産税の特例措置と重複して適用することもできます。

ガイドラインに基づく無保証融資が年々増加

経営者保証に依存しない融資を促進させるため、26年2月から適用されている「経営者保証に関するガイドライン」では、中小企業が一定の経営状況（法人と経営者個人の明確な分離や適時適切な情報開示など）を満たしている場合、金融機関は経営者保証を求めない融資を検討することなどが示されています。

政府系金融機関（日本公庫、商工中金）におけるガイドラインの活用実績によると、経営者保証に依存しない融資割合は年々増加しており、28年度は新規融資22万6267件のうち、無保証の融資は7万3210件で、その割合は32%となっています。（26年度：19%、27年度：24%）。

28年度における国税不服申立の状況

納税者は税務署長などが行った処分に不服がある場合、裁判所に訴訟を提起する前に、不服申立てを行います。不服申立てには、税務署長などに対して処分の取消しや変更を求める「再調査の請求」と、国税不服審判所長に対して不服を申し立てる「審査請求」があります。

28年度に処理された再調査の請求は1805件で、そのうち納税者の主張が一部でも認められた件数は123件（6.8%）となり、審査請求については1959件のうち、241件（12.3%）でした。